大隅肝属広域事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和４年２月15日
大隅肝属広域事務組合
事務局長　坂本　浩人

大隅肝属広域事務組合における女性職員の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、大隅肝属広域事務組合（以下「組合」という。）事務局長が策定する特定事業主行動計画である。

１　計画期間

本計画の期間は、令和４年４月１日から令和９年３月31日までの５年間とする。ただし、その間に計画の進捗を検証し、令和９年４月１日から令和14年３月31日までの計画は新たに策定するものとする。

２　女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務介護課が中心となって、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

３　女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第３項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第２条に基づき、組合総務介護課において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

（１）男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

令和８年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を80％以上にする。

（２）年次有給休暇の取得率及び平均日数

令和８年度までに、年次有給休暇を年間10日以上取得する職員の割合を80％以上にする。

４　女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

３で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

（１）男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

管理職員の意識改革を促進し、職員が育児参加のための休暇を取得しやすい環境をつくる。

（２）年次有給休暇の取得率及び平均日数

毎年度当初に、年次有給休暇の取得目標を定め、職員への周知を図る。

５　女性の活躍に関する情報の公表

毎年度４月中に、前年度の女性の活躍に関する取組と結果をホームページで公表することとする。